

原発再稼働、老朽原発の運転延長の再検討を求める意見書（案）

8月12日、四国電力伊方原発3号機が5年3カ月ぶりに再稼働された。これにより福島原発大事故後導入された新規制基準下での再稼働は5基となる（うち2基は停止中）。一方、関西電力高浜1・2号機に続き、同電力美浜3号機は法定寿命40年を超える運転延長を認め見通しとなっている。

東京電力福島第一原発事故から5年半が経過し、今なお多くの福島県民が避難生活を続け、事故の終息にはさらに長い時間と経費がかかるはずである。しかし、安倍政権は2030年度の電力供給における原発比率を20～22%とする計画を掲げ、比較的大型の老朽原発も含め、強引な原発再稼働方針を進めている。すでに伊方原発3号機に続いて、上掲の老朽3原子炉、九電玄海3・4号機、北電泊3号機、関電大飯3・4号機と加圧水型の再稼働予定が続いている。

多くの専門家が指摘し、3月9日の大津地裁の高浜3・4号炉の「再稼働差し止め」判決でも明確に示しているとおり、再稼働の適合審査については、地震予測、耐震性、避難計画等不備が多い。また、老朽原発の延命については、福島原発事故の経験とふまえ、安全性重視の観点から、圧力容器の脆化限度を目安に40年原則が法制化された経緯がある。電力会社の経済原理を優先し、「例外中の例外」であるはずの「20年延長」を安易に適用することは、悲惨な経験から策定された40年ルールを形骸化する愚行に他ならない。

節電が定着したこともあり、原発に頼らなくとも、各電力会社は供給力に十分な余裕があることが今夏も証明されている。国民の大多数が原発に依存しない社会を求めていることは、各種世論調査でも明らかになっている。

熊本地震が今も収束していない状況を見ても、地震国であり全国に断層が縦横に走っているわが国において、人口密集地に近接している原発の再稼働、老朽原発の運転延長は認められるものではない。

政府においては、結論ありきの再稼働優先、老朽原発の運転延長を認めないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて